

「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業の公募要項」

1.事業の目的

伊丹市では、国が進める地球温暖化対策の国民運動「COOL CHOICE」に賛同し、温室効果ガスの排出量削減に資するあらゆる「賢い選択」の実践の輪を広げています。

このたび、再生可能エネルギー普及を目的に、太陽光発電設備及び太陽光発電設備に接続する蓄電池設備の共同購入を希望する市民（以下「購入希望者」という。）を募り、スケールメリットを活かした価格低減を促すことで、太陽光発電設備等の設置を後押しする「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業」（以下「本事業」という。）を実施します。

2.公募概要

(1) 募集スケジュール

- ・参加表明書受付期間 2/15（月）～2/25（木）
- ・質問受付期間 2/15（月）～2/18（木）
- ・質問回答予定日 2/22（月）まで
- ・プロポーザル参加要請書の通知 3/2（火）（予定）
- ・企画提案書受付期間 3/2（火）～3/12（金）
- ・審査実施日 3/22（月）
- ・事業者の決定 3/31（水）（予定）
- ・協定締結日 4月上旬頃

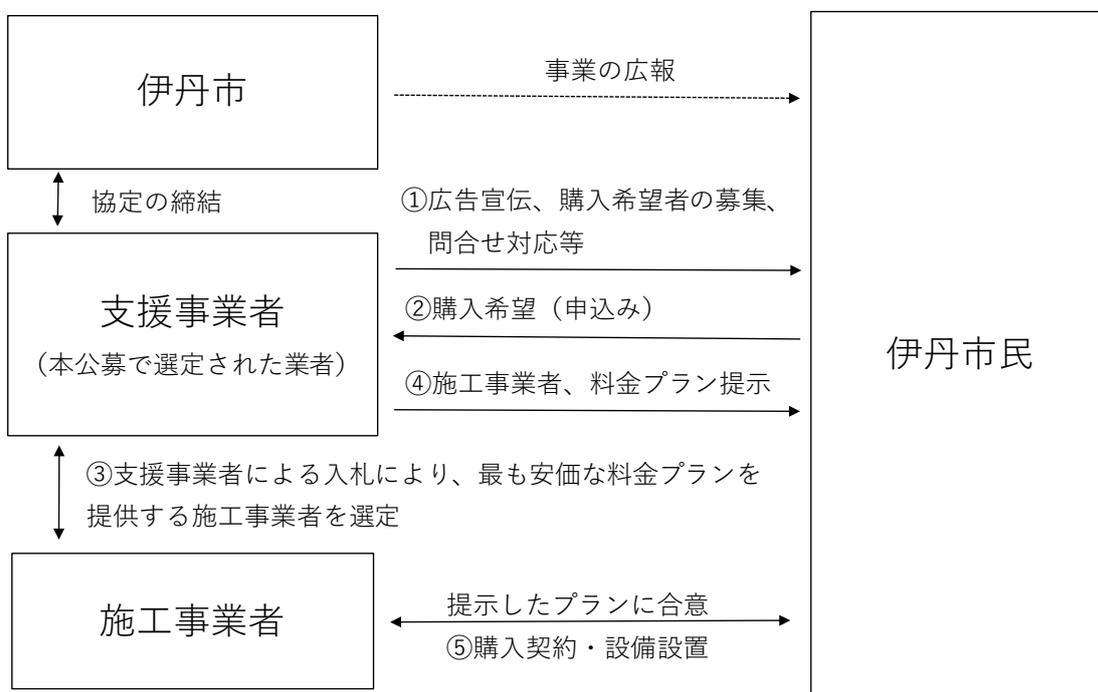
(2) 太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業

支援事業者が、購入希望者を募り、スケールメリットを活かして、太陽光発電及び蓄電池設備を通常よりも安い費用で導入することができる取組です。

伊丹市が支援事業者と協定を締結し、共同購入支援事業に関する広報支援を行うと共に、下記の順で業務を実施します。（概略図参照）

- ①支援事業者は、広告宣伝を行うことで購入希望者を募集します。
- ②支援事業者は、購入希望者数等を集約し、事前に設定した施工能力等の要件を満たした施工事業者に、購入希望者数等の情報提供を行います。
- ③支援事業者は、事前に設定した施工能力等の要件を満たした施工事業者を公募し、市民にとって最も安価な料金プランを提示した事業者を施工事業者として選定します。
- ④支援事業者は、施工事業者決定後に購入希望者に対し、施工事業者及び施工事業者が提示した料金プランを示し、購入意思の確認を行います。
- ⑤購入を決めた購入希望者と施工事業者は相対契約で契約を結びます。

【太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業 概略図】



(3) 業務詳細

別紙仕様書のとおり

(4) 伊丹市の役割

伊丹市が有する広報媒体（HP、広報紙等）を活用して、事業に関する広報等の支援を行います。

(5) 事業実施の経費

本事業に関する経費は、支援事業者が施工事業者との契約に基づいて獲得する施工件数に応じた手数料又は自己資金等を充てることとします。

(6) 協定の締結

支援事業者と伊丹市は、本事業を円滑かつ効率的に実施するために、役割分担や実施の条件等を規定する協定を締結します。

また、協定期間については、支援事業者が提案する複数年に亘る収支見込及び参加希望者の推移予測を踏まえて、協定締結から5年を限度として設定します。

3.応募資格

提案できる者は、次の要件を全て満たす法人又は複数の法人が共同する共同事業体とします。なお、共同事業体の場合は、全ての構成員が次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 公募要項等に示す業務を履行する能力を有すること。
- (3) 太陽光発電及び蓄電池設備について精通していること。
- (4) 次の要件を満たすこと。
 - ・伊丹市暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに第 3 号に該当しないこと。
 - ・伊丹市入札参加資格制限基準または伊丹市入札参加停止基準に抵触していないこと。
(上記基準については、市HP上で閲覧可能)
 - ・過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
 - ・6 ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
 - ・債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
 - ・市税その他の租税を滞納していないこと。
- (5) 一事業者が単独での応募と共同体での応募を重複することはできない。
- (6) 共同事業体で応募する場合は代表する法人を定めること。
- (7) 本事業に関するプロポーザル審査会設置から審査結果の公表までの期間に、本事業について当該審査会の委員に対し、接触等の働きかけを行わないこと。

4.質問の受付及び回答

電子メール（アドレス：kankyohozen@city.itami.lg.jp）で受け付けます。

※電子メール送信後、必ず電話でメール受信の確認を行うこととします。

環境保全課TEL：072-784-8054

（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

- (1) 提出期間：令和 3 年 2 月 15 日（月）～2 月 18 日（木）午後 5 時【必着】
- (2) 指定様式にて添付ファイルにより送付（様式 1 質問書）
件名は、「太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業質疑（会社名）」とします。
- (3) 質問への回答は、伊丹市ホームページに掲載し、個別回答は行いません。
（回答は、令和 3 年 2 月 22 日（月）までに掲載予定）

5.参加表明書等の提出

電子メール（アドレス：kankyohozen@city.itami.lg.jp）で受け付けます。

※電子メール送信後、必ず電話でメール受信の確認を行うこととします。

環境保全課TEL：072-784-8054

（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

(1) 提出期間：令和3年2月15日（月）～2月25日（木）午後5時【必着】

(2) 提出書類：①様式2 参加表明書兼誓約書

※共同事業体で参加の場合は、「様式3 共同事業体届出書」も提出

②会社概要（A4用紙、様式自由）

・会社名、所在地、設立年月日、資本金、従業員数、組織図、特記事項等

※共同事業体で参加している構成員についても、同様に提出する。

③登記簿謄本等、会社の創立・運営している事実が確認できるもの

※共同事業体で参加している構成員についても、同様に提出する。

6.参加資格の確認及び企画提案書の提出を要請する者の選定

参加表明等の提出で提示された書類に基づき、「3.応募資格」に定める参加資格要件を満たしているか確認を行い、下記に示すとおりプロポーザル参加要請を通知します。

(1) 通知日：令和3年3月2日（火）（予定）

(2) 通知方法：「様式2 参加表明書兼誓約書」に記載のメールアドレス及び郵送で通知

(3) 通知内容：参加資格を有すると認められた者にとっては、参加資格がある旨、及びプロポーザル審査の実施日時・実施方法を通知する。参加資格を有しないと認められた者には、参加資格がない旨及びその理由を通知します。

7.企画提案書の作成

本事業への応募者は、次に掲げる項目について、仕様書及び審査基準を参考に企画提案書を作成してください。

(1) 実施体制

(2) 事業スケジュール

(3) 広告宣伝、購入希望者の募集手法

(4) HPの構築及び運用

(5) 施工事業者の選定基準と入札の手順

(6) 問合せ及び苦情時の対応方法

(7) 太陽光発電及び蓄電池設備の施工検査

(8) 事業効果及び参加希望者の推移予測（推移予測期間5年で作成）

(9) 事業実績報告書（本事業と同種又は類似*の事業実績がある場合に提出）

※類似の事業とは、購入希望者を募り、その数を取り纏めたうえで、販売事業者を選定し、購入希望者と販売事業者とマッチングさせる事業を言う。

8.企画提案書の提出

電子メール（アドレス：kankyohozen@city.itami.lg.jp）で受け付けます。

※電子メール送信後、必ず電話でメール受信の確認を行うこととします。

環境保全課TEL：072-784-8054

（土曜日、日曜日、祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

(1) 提出期間：令和3年3月2日（火）～3月12日（金）午後5時【必着】

(2) 提出書類：①直近の決算書（写し）

※共同事業体で参加している構成員についても、同様に提出する。

②企画提案書（A4用紙に9枚以内、様式は自由、図や写真等の挿入可）

上記「7.企画提案書の作成」に掲げる項目について、本業務の提案内容を具体的に記載してください。

(3) その他：①応募書類に虚偽の内容が記載された場合、その者が提出した応募書類を無効とし、選定の対象外とします。

②提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却をしないものとします。

③応募書類提出後の差替え及び再提出は認めないものとします。

9.選定方法

(1) 審査会の設置

本事業を実施する支援事業者を選定するため、太陽光発電及び蓄電池設備の共同購入支援事業プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置します。なお、審査会は非公開とします。

(2) 審査会の開催日

令和3年3月22日（月）（予定）

※審査会の開催方法等の詳細については、別途プロポーザル参加要請書の通知に記載します。

(3) 選定手続

審査会は、「10.審査基準」に基づき、提出された応募書類等の内容について審査及び評価を行い、審査委員の平均得点が60点以上、かつ審査委員の合計得点が最も高い事業者を優先交渉権1位として決定します。

審査の結果、合計得点が最も高い事業者が複数いる場合は、事業実績の得点が最も高い事業者とします。

なお、必要に応じて、応募書類等の内容についてヒアリングを実施します。その場合、開催時間及び開催方法等の詳細については、別途通知します。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、メール及び書面の郵送を持って通知します。また、伊丹市ホームページでも公表します。

10.審査基準

審査会において、下記の審査基準に基づく企画提案書の審査及び提案者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた提案をした者を優先交渉権1位とします。

大項目	中項目	小項目	点数
事業主体	事業実績	本事業と同種又は類似*の事業実績はあるか。	15点
	財務状況	健全な財務状況にあるか。	5点
事業計画	実施体制	本事業を効率的かつ有効に実施できる体制がとられているか。 (統括責任者、カスタマーサポートセンター業務責任者、施工検査業務責任者等)	5点
	事業スケジュール	仕様書の事業スケジュールに合致しているか。 また、本事業の実施期間を通じて、実行性のある現実的な内容であるか。	5点
企画提案	広告宣伝、購入希望者の募集手法	購入希望者の属性を捉え、効果的、効率的な手法がとられているか。 また、申し込みを促す魅力的な内容であるか。	15点
	HPの構築及び運用	購入希望者にとって分かりやすく、利用しやすいWebサイトであるか。 また、運用においてメンテナンス体制、セキュリティ体制がとられているか。	10点
	施工事業者の選定基準と入札の手順	財務状況・履行能力等を考慮して安全かつ確実に施工できる業者選定基準を設けているか。 また、入札手順において、恣意性が混入されなく、透明性・中立性が確保された業務フロー体制がとられているか。	15点
	問合せ及び苦情時の対応方法	専門的な見地から業務マニュアル等を作成し、問合せ、苦情に対応できる体制及び業務フロー体制がとられているか。	10点
	太陽光発電・蓄電池設備の施工検査	太陽光発電・蓄電池設備を安全かつ確実に設置するために、専門的な知見を有する者による検査体制がとられているか。	5点
	事業効果及び参加希望者の推移予測	本事業による伊丹市内における太陽光発電・蓄電池設備の導入件数及び参加希望者の推移予測が算定されているか。また、参加希望者の推移予測の算定基礎が妥当であるか。	15点
合計			100点

※類似の事業とは、購入希望者を募り、その数を取り纏めたうえで、販売事業者を選定し、購入希望者と販売事業者とをマッチングさせる事業を言う。

11.その他

- (1) 全ての応募書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募手続において使用する言語及び通貨は、原則として日本語及び日本国通貨とする。